

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：揖斐川町貝原棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

指定棚田地域	棚田の名称
旧春日村	貝原棚田

範囲については、別添１のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 企業（「デリカサイト（惣菜メーカー）」）等のボランティアやぎふの田舎応援隊の力を借りて管理面積を維持し、草刈り機を１台導入し、省力化を図ること
 - で新たに０．１ha以上の草刈りを行い、管理面積の拡大に努める。

生産性・付加価値の向上

- 農道及び水路等の農業用施設の適切な維持管理を継続実施する。
- 企業や田舎応援隊のボランティアを活用し、管理面積を１haから１.1haに拡大し、生産性向上を図る。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 貝原棚田で設置されている鳥獣被害防止柵の延長６００mを補強する。
- ・良好な景観の形成
 - 貝原棚田の「はさかけ」を実施する。
 - 令和１１年度までに耕作されていない棚田に、新たに景観作物（アジサイ）を１５本植栽し、良好な景観をつくる。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 貝原棚田周辺の無人販売所（１箇所）により、地域農産物のPRを図り、１万円以上の売り上げを達成させる。
 - 棚田の保全主体である揖斐川町棚田地域振興協議会の人数を６人→７人に増加させる。

3 計画期間

計画期間は令和７年度から令和１１年度（認定の月～令和１２年３月）の５年間とする。

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 企業（「デリカサイト（惣菜メーカー）」）等からのボランティアやぎふの田舎応援隊の力を借りる。
作付けしない水田については草刈り等により適切に保全管理をする。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 岐阜県棚田地域水と土保全基金事業により、棚田保全活動を実施すると共に農道及び水路等の農業用施設の適切な維持管理を行う。
 - 企業や田舎応援隊のボランティアを活用し、管理面積を拡大し生産性向上を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 貝原棚田地域で侵入防止柵や檻を維持するなど、鳥獣被害対策を推進する。
- ・良好な景観の形成
 - 貝原棚田において、草刈り、石積の保全を実施するなど、良好な景観の維持に努める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 農村交流体験イベントの開催などを通じて、観光客を誘客する。
 - 棚田周辺の無人販売所により地域農産物のPRを図る。
 - 揖斐川町棚田地域振興協議会の人数増加を目指し、声掛けを行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

揖斐川町貝原棚田地域振興協議会は揖斐川町、農業者、農業者団体、地域住民で構成。
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項